

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業

香川県内第1号

ユニ・チャームプロダクツ(株)

- 香川労働局長室で「認定マーク交付式」を実施 -



次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たす場合に、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定申請は、平成19年4月2日から始まりましたが、4月3日には、

ユニ・チャームプロダクツ(株)(観音寺市)
が、県内企業第1号として認定を受けました。

ユニ・チャームプロダクツ(株)の計画期間中の主な取組

育児休業制度(子が満2歳になるまで取得可能)をはじめ、育児・介護休業等に係る各種制度を、社内掲示板(インフラ)、社員が集まった組合総会、管理者研修等において周知を図り、取得しやすい職場環境の整備に努めています。

育児休業中の賃金は無給であるものの、積立保存休暇(時効により失効した年次有給休暇を一定日数積立保存したもの)がある社員については、育児休業期間について7日を上限に、育児休業を有給にできるように制度改正を行い、育児休業の取得促進に結びつけています。

小学校に就学するまでの子を持つ従業員に対して、所定外労働をさせない制度を導入しています。

年次有給休暇の取得促進の観点から、誕生日の有給休暇取得等を推奨するほか、管理者研修等を行い、管理者の意識改革に努めています。

「家族の工場参観日」を実施しています。



「認定マーク交付式」(4/4)で大崎労働局長(左)から認定マーク「くるみん」の交付を受けるユニ・チャームプロダクツ(株)の関四国工場長

一般事業主行動計画の取組・認定申請等については、

香川労働局雇用均等室(TEL087-811-8924)